

長野原町起業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野原町創業支援事業計画に基づき長野原町の産業の振興及び活性化を図るとともに、移住及び定住に寄与することを目的として、町内で起業する事業者に対し、予算の範囲内において長野原町起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長野原町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（令和4年3月30日規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を営む個人又は法人をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供するために直接必要な土地、建物及びその付属施設をいう。
- (3) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合
 - ウ 事業を営んでいる事業者が現在経営している業種と日本標準産業分類の大分類が異なる業種の事業を開始する場合
 - エ 町外に事業所を有し事業を営んでいる事業者が新たに町内に事業所を設置し事業を開始する場合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内で起業する者又は1年以内に起業した者のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請時において、町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている50歳未満の者
- (2) 町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者
- (3) 長野原町商工会（以下「商工会」という。）が開催する起業セミナー及び商工会が推薦する経営アドバイザーによる起業並びに経営に関する指導を受講し、商工会から推薦を受けた者
- (4) 起業後、商工会に加盟し継続的に経営指導を受ける者
- (5) 過去に補助金の交付を受けていない者（同一世帯員も含む。）

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

- (1) 起業しようとする事業が別表1に掲げる業種の場合
- (2) 副業、兼業又はフランチャイズ契約若しくはこれに類する契約

に基づく事業の場合

- (3) 他の者が行っていた事業を継承して行う場合
- (4) 国税、県税及び町税に滞納がある場合
- (5) 当該事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合
- (6) 長野原町暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である場合
- (7) その他町長が適切でないと判断する事業を実施しようとする場合

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、別表第2に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。ただし、当該事業について、町他の補助金を受けている事業については、補助対象としない。

2 同一事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第2に定める額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業等着手前に、長野原町起業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 交付申請額積算根拠（別紙2）
- (3) 誓約書（別紙3）
- (4) 保証人届出書（別紙4）
- (5) 町税の納税証明書
- (6) 個人事業主（法人にあつては代表者）の住民票
- (7) 登記事項証明書の写し
- (8) 個人事業の開廃業等届出書の写し
- (9) 営業許可証等の写し
- (10) 事業所等の位置図及び平面図
- (11) 事業所等の内観・外観写真
- (12) その他町長が必要と認める書類

（保証人）

第7条 前条に規定する保証人は、次に掲げる条件を具備する者で町長が適当と認める者でなければならない。

- (1) 町内に住所を有する者

- (2) 独立の生計を営んでいること
- (3) 国税、県税及び町税を滞納していないこと

2 補助金の申請者は、保証人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該保証人を変更し、新たな保証人について町長の承認を得なければならない。

- (1) 死亡したとき
- (2) 破産、失職その他の理由により保証能力を有しなくなったとき
- (3) 住所又は居所が不明となったとき

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、第17条に規定する長野原町起業支援事業補助金審査会において交付決定の可否を行い、長野原町起業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は長野原町起業支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の規定において、交付決定となった事業の実施期間が年度を超える場合は、交付決定を内示とし、長野原町起業支援事業補助金交付内示通知書（様式第4号）により通知する。この場合において、長野原町起業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）は、翌年度4月以降に通知するものとする。

(変更)

第9条 申請者が申請内容を大幅に変更するときは、長野原町起業支援事業補助金変更申請書（様式第5号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた者は、事業終了後、速やかに長野原町起業支援事業補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、長野原町起業支援事業補助金の額の確定について（様式第7号）により補助金の額の確定を行うものとする。

2 町長は、実績報告書を審査の上、要件を満たさないと判断したときは、交付決定を取り消すことができる。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに長野原町起業支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条に規定にする請求書を受理したときは、当該年度末に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるとき、当該補助金を受けた事業者が補助金交付完了後5年以内に事業所を廃業若しくは町外へ移転若しくは撤退したとき、又は新規に1年以上雇用しなかった場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(現地調査)

第15条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象となった改修等の工事及び購入した備品について現地調査を行うことができる。

(補助事業の経過確認)

第16条 補助金の交付を受けた者は、新規に1年以上雇用した実績及び起業した年度から5年度の間限り、各年度ごとに財務諸表等を速やかに町長に提出しなければならない。

(設置)

第17条 第8条に規定する交付決定の可否を行うにあたり、必要な事項を調査及び審議するため、長野原町起業支援事業補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所管事務)

第18条 審査会は、第6条の規定により申請された事業がこの要綱の趣旨及び交付要件を満たしているか調査及び審議し、交付決定の可否を行う。

(組織)

第19条 審査会は、町長を会長とし副町長、教育長、総務課長、建設課長、税務課長、未来ビジョン推進課長および町長が必要と認める所属長をもって委員とする。

(庶務)

第20条 審査会の庶務は、未来ビジョン推進課において処理する。

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1	金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
2	以下のサービス業等
(1)	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
(2)	易断所、観相業、相場案内業
(3)	競輪・競馬等の競争場、競技団
(4)	芸妓業、芸妓幹旋業
(5)	場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
(6)	興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
(7)	集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
(8)	宗教
(9)	政治・経済・文化団体

※日本標準産業分類に準拠するものとする。

別表第2(第4条、第5条関係)

補助対象事業	事業内容	補助対象経費 (消費税及び地方消費税額を除く)	補助率	補助限度額	補助対象期間
事業所開設支援事業	事業所等開設に要する経費への補助	・事業所の購入費 ・事業所等の開設に係る設備、備品(事業の実施に必要な10万円以上の設備、備品)購入費 ・事業所等改修費	1/2以内	100万円	
事業所等賃借事業	事業所等の賃借に要する経費への補助	事業所の月額賃借料(駐車場代を含む。貸主が申請者の配偶者又は3親等内の親族である場合を除く)	1/2以内	月額5万円	事業開始日から12ヵ月以内
雇用促進事業	事業所等の雇用促進を目的とする経費への補助	事業実施に必要な直接人件費(申請者、申請者の配偶者及び3親等以内の親族及び役員である場合を除く)	10/10以内	月額5万円	事業開始日から12ヵ月以内

※上記補助事業を組み合わせる場合、補助金額の合計の上限は100万円とする。